資料1

第1章 計画の策定にあたって(P.1~8)

1 計画策定の趣旨

計画策定の経緯、成年後見制度の概要について記載

2 計画の位置づけ

- (1)計画の根拠
- (2) 市の総合計画(戦略ビジョン)との関連性
- (3) 市の他の個別計画(地域福祉社会計画等)との関係性

3 計画期間

2020年(令和2年)10月から2023年度(令和5年度)までの3年半の計画。

※ 次期地域福祉社会計画との統合を見据え、現行の地域福祉社会計画と終期を揃える。

地域福祉社会計画 2018

2018年4月~2024年3月

2024 年 4 月 次期札幌市地域福祉社会計画

成年後見制度利用促進基本計画

2020年10月~2024年3月

※ 利用促進基本計画を統合

4 計画の策定体制

- (1) 「札幌市地域福祉社会計画審議会」及び「権利擁護部会」の設置
- (2) 札幌市内部の検討体制
- (3) 市民意見の公募と計画への反映(詳細は資料編に掲載)
- (4) 成年後見制度に関する市民意識調査(詳細は第2章に掲載)

第2章 計画策定の背景(P.9~27)

1 国の動向

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律(2016年5月施行)
- (2) 成年後見制度利用促進基本計画(2017年3月閣議決定)

2 成年後見制度を取り巻く現状

国の制度利用状況や札幌市の各データにより、成年後見制度を取り巻く現状を整理

- (1) 全国における成年後見制度の利用状況
- (2) 札幌市の成年後見制度の利用状況
- (3) 札幌市の認知症高齢者の状況
- (4) 札幌市の知的障がい者及び障がい者の状況
- (5) 成年後見制度に関する事業の現状 市民後見推進事業、成年後見制度利用支援事業及び日常生活自立支援事業の現状を記載
- (6) 成年後見制度に関する市民意識調査の結果(制度認知度や将来的な制度利用意思等)

3 成年後見制度に関する課題

成年後見制度の利用状況における課題と市民意識調査により把握した課題を整理

第3章 計画の理念・目標と施策の体系(P.28~31)

1 基本理念

【基本理念】

一人ひとりの意思と権利が尊重され みんなが自分らしく生きられる共生のまち さっぽろ

市民・関係団体・行政等が連携して権利擁護支援に取り組むことにより、認知症高齢者、知的・精神上の障がいのある方を含む全ての市民が、安心して、いきいきと暮らし続けられるまちづくりを目指します。

基本理念の実現にむけた目標・施策

2 基本目標、3 施策の体系

以下のとおり、体制整備や仕組みづくりに関する3つの基本目標を設定し、その考え方を記載。 そのほか「基本理念」、3つの「基本目標」、6つの「施策」からなる体系図を掲載する。

【基本目標丨】成年後見制度の利用を促進するための体制を整備します

権利擁護支援を要する人の発見・支援や相談等を役割とする地域連携ネットワークの整備に向けて、ネットワークのコーディネートを担う中核機関の設置等を行う。

施策1 権利擁護支援の体制整備と地域連携ネットワークの構築

【基本目標Ⅱ】<u>誰もが等しく安心して成年後見制度を利用できる仕組みを整えます</u>

成年後見制度を必要とする方が速やかに制度利用に結びつくよう、制度の周知や利用支援等に関する仕組みづくりを行う。

施策2	制度利用につながる情報提供や相談の実施
施策3	成年後見制度利用支援事業の推進
施策4	後見人となる人材の育成・活用
施策 5	権利擁護支援に関する検討の場の整備

【基本目標Ⅲ】後見人が活動しやすい環境づくりを進めます

後見人が、地域において孤立することなく、継続的かつ安定的な活動を行えるよう、中核機関を中心としたバックアップ体制を整える。

施策6	後見活動を支援する仕組みづくり	
-----	-----------------	--

札幌市成年後見制度利用促進基本計画案の概要について

第4章 施策の展開 (P.32~49)

【記載方法】

施策ごとに、「現状と課題」「施策の方向性」「主な取組」を記載

基本理念	基本目標		施策		主な取組	
		成年後見制度の利用を促進するための 体制を整備します	1	権利擁護支援の体制整備と 地域連携ネットワークの構築	(1)	地域連携ネットワークの中核となる機関の設置
	基 本 目 標				(2)	地域連携ネットワークの機能の整備
	日 標 I				(3)	専門職団体や関係機関による協議会の設置
みん					(4)	チームによる後見活動の推進
んながん		誰もが等しく安心して成年後見制度を 利用できる仕組みを整えます	2	制度利用につながる情報提供や相談の実施	(1)	制度周知のための広報・啓発活動
人ひとりの					(2)	関係機関の職員に対する研修の実施
分らし					(3)	権利擁護支援を必要とする人を発見・支援につなげる活動の推進
さく					(4)	成年後見制度の利用に関する相談の実施
っぽろ	基本		3	成年後見制度利用支援事業の推進	(1)	市長申立ての実施
ろら権制	基本目標工				(2)	申立費用及び報酬費用助成の実施
れる。			4	後見人となる人材の育成・活用	(1)	市民後見人の養成
さっぽろってもませのまままと権利が尊重され					(2)	法人後見事業の推進
る共生のまち			5	権利擁護支援に関する検討の場の整備	(1)	日常生活自立支援事業からの移行支援
5					(2)	適切な候補者を推薦する仕組みづくり
	基本	基 本 目 後見人が活動しやすい環境づくりを進めます 標 目	6	後見活動を支援する仕組みづくり	(1)	後見活動に関する相談体制の整備
	中日一世				(2)	チームに対する支援
					(3)	専門職等との連携の強化

第5章 計画の推進について(P50~51)

1 計画の推進体制

- (1) 市民、関係団体、行政等による連携した計画の推進
- (2) 計画の進行管理・評価

札幌市地域福祉社会計画審議会等に、取組・事業の進捗状況を報告して検証を行う。

(3) 成果指標

指標	基準(2020)	目標(2021年)
中核となる機関の設置		設 置

※ 札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2019 で設定した指標と同様

資料編 (P.52~)

1 権利擁護部会

- (1) 権利擁護部会委員名簿
- (2) 権利擁護部会での検討過程

2 パブリックコメント

- (1) 実施概要
- (2) 意見概要